

三豊市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領等
に対する質問への回答(11月10日公開)

1	質問項目	【プロポーザル実施要領】 様式第5号企画提案書
	内容	様式第5号について、様式内の記載項目は網羅した上で、任意様式による作成は可能でしょうか。もし、任意様式による作成が不可な場合、表記されている外枠線を取り除いてもよろしいでしょうか。
	回答	任意様式による作成も可としますが、用紙サイズはA4縦、文字は横書きとしてください。また、外枠線及び様式内の記載項目(各小項目)は記載をしてください。なお、文字サイズや文字色、フォントの変更等は認めます。
2	質問項目	【仕様書】P.2 6. 対象及び利用見込み数について
	内容	令和5年度、各クラブにおいて支援が必要な児童数及び加配職員数をご教示願います。
	回答	令和5年度の両クラブの支援が必要な児童はそれぞれ3人以内で、両クラブともに加配職員1人を配置しています。
3	質問項目	実施要領 P.5 見積参考額
	内容	見積参考額の積算は加配職員の人件費を加えたものですか。
	回答	見積参考額は「三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱」別表に定める「障害児担当指導員加算」を含んでいません。令和6年度の入会申込後、委託事業者がクラブを運営するにあたって支援員の加配が必要であると判断する場合は、市と協議を行い、市が支援員の加配が必要であると認める場合は、別途「障害児担当指導員加算」を行います。
4	質問項目	実施要領 P.6 (2)ヒアリング審査 ③審査方法
	内容	ヒアリングでは、企画提案書等の説明(15分以内)と質疑応答(15分以内)を行うとありますが、自己紹介を含めて15分以内でしょうか。また、機器設置時間等は、別に時間をいただけるのかご教示ください。
	回答	企画提案書の説明は、自己紹介を含めて15分以内とします。なお、機器設置時間等は説明及び質疑応答と別に時間を用意します。

5	質問項目	仕様書 P.1 4 開設日及び開設時間 ②土曜日(祝日を除く)及び学校休業日
	内容	令和4年度から現在までの土曜開所の実績、利用時間(例えば、児童全員が昼で帰った場合は、18:30まで開所しているのか)ご教示ください。
	回答	土曜開室については、令和4年度は両クラブともに実績はありません。令和5年度は上高野放課後児童クラブを8月から月2回程度開室しており、笠田放課後児童クラブは実績なしです。令和6年度からは、児童全員が帰った後も、原則、18時30分まで開設してください。
6	質問項目	仕様書 P.1 4 開設日及び開設時間 ※事業者の提案により、開設時間の延長も可能とする。
	内容	現在、18:30までの開設時間で、延長はなしでよろしかったでしょうか、ご教示ください。
	回答	現在、「三豊市放課後児童クラブ条例施行規則」に基づき、開設時間は18時までとしておりますが、規則を一部改正し、令和6年度からは市内全域で開設時間を18時30分までに変更する予定です。なお、現在は、お迎えの遅れなど個別対応のため、一部の児童を18時以降も預かることがあります。
7	質問項目	仕様書 P.2 5 休業日 ③8月11日から8月17日までの間で市長が定める日
	内容	令和3年度から現在までの実績をご教示ください。
	回答	市直営クラブの休業日の令和3年度から令和5年度までの実績は以下のとおりです。なお、委託クラブにおける休業日は、地域の状況等を踏まえて運営委託事業者で検討し、市と事前に協議してください。 令和3年度:8月13日(金)、8月14日(土)、令和4年度:8月13日(土)、8月15日(月)、令和5年度:8月14日(月)、8月15日(火)
8	質問項目	仕様書 P.2 5 休業日 ⑤特別休校日
	内容	特別休校日は、災害時及び感染症の場合と考えてよろしかったでしょうか、別にあるようでしたらご教示ください。
	回答	お見込みのとおりです。

9	質問項目	仕様書 P.2 5 休業日 ⑥学校行事等により放課後児童クラブを実施できない日
	内容	令和4年度から現在まで、実施できなかった日の実績をご教示ください。
	回答	令和4年度から現在まで、実施できなかった日はありません。
10	質問項目	仕様書 P.2 6 対象及び利用見込数 (2)利用児童数(令和5年4月1日現在登録児童数)
	内容	(笠田)通年34人、長期15人で、夏休み(長期休業期間)49名という考え方でよろしかったでしょうか。同じく、(上高野)通年18人、長期8人で、夏休み(長期休業期間)26人と考えてよろしかったでしょうか、ご教示ください。
	回答	お見込みのとおりです。
11	質問項目	仕様書 P.3 8 委託業務の範囲及び内容 (2)事業の運営に関する業務 ⑤おやつ等の提供
	内容	現在の1人あたりのおやつ代(月額)をご教示ください。
	回答	市直営クラブのおやつ代は、児童1人あたり日額40円(通年、長期休みともに同じ)×開設日数で予算化し、各クラブで執行しています。
12	質問項目	仕様書 P.3 8 委託業務の範囲及び内容 (2)事業の運営に関する業務 ⑥特別な支援が必要な児童への対応
	内容	特別な支援が必要な児童、令和4年度から現在までの実績をご教示ください。
	回答	令和4年度及び令和5年度の両クラブの特別な支援が必要な児童はそれぞれ3人以内で、両クラブともに加配職員1人を配置しています。
13	質問項目	仕様書 P.3 8 委託業務の範囲及び内容 (2)事業の運営に関する業務 ⑦学校及び地域との連携
	内容	連携して実施している事業があれば、内容や実績をご教示ください。
	回答	帰宅時間の情報共有など、学校とは常に連携を行っており、学校行事等への支援員の参加なども行っています。また、笠田放課後児童クラブは豊中町公民館笠田分館内で事業を実施していますので、施設利用等において連携・情報共有を行っています。

	質問項目	仕様書 P.4 9 支援の体制 (1)支援員の配置
	内容	令和5年度の各クラブの支援員、補助員の在籍人数をご教示ください。また、各クラブのシフト表(通常時、土曜日、長期休暇時)をご教示ください。
	回答(1)	<p>各クラブの支援員、補助員の在籍人数は以下のとおりです。すべて会計年度任用職員です。</p> <p>通常時 笠田放課後児童クラブ 支援員:常勤4人(5時間勤務2人、3時間勤務2人)、非常勤1人 上高野放課後児童クラブ 支援員:常勤3人(5時間勤務2人、3時間勤務1人) 補助員:非常勤3人</p> <p>長期休業期間のみ(通常時の支援員等に加えて任用) 笠田放課後児童クラブ 補助員:非常勤5人 上高野放課後児童クラブ 補助員:非常勤1人</p>
14	回答(2)	<p>支援員等のシフト表については、令和5年度の代表的な1日の勤務時間を以下に記載しますので、参考にしてください。</p> <p>通常時 笠田放課後児童クラブ A支援員 13時～18時 B支援員 13時～18時 C支援員 15時～18時 D支援員 15時～18時 上高野放課後児童クラブ A支援員 13時～18時 B支援員 13時～18時 C支援員 15時～18時 ※支援員が休暇を取得する場合、代替として非常勤職員が勤務する。</p> <p>土曜日 上高野放課後児童クラブ A支援員 7時30分～18時(休憩12時～13時) B支援員 7時30分～13時 C支援員 12時～18時 ※笠田放課後児童クラブは土曜日の開室実績がありません。</p> <p>長期休業期間中 笠田放課後児童クラブ A支援員 13時～18時 B支援員 7時30分～16時(休憩12時～13時) C支援員 13時～18時 D支援員 7時30分～13時 E支援員 12時～18時 F補助員 13時～18時 G補助員 8時～13時 H補助員 8時～13時 J補助員 8時～12時</p> <p>上高野放課後児童クラブ A支援員 12時30分～18時 B支援員 8時～13時 C支援員 7時30分～12時30分 D補助員 12時30分～18時 E補助員 10時～15時 F補助員 7時30分～12時30分</p>

15	質問項目	仕様書 P.4 9 支援の体制 (2)支援員の加配
	内容	令和4年度から現在までの加配対象児童人数をご教示ください。
	回答	令和4年度及び令和5年度の両クラブの加配対象児童はそれぞれ3人以内で、両クラブともに加配職員1人を配置しています。
16	質問項目	仕様書 P.4 9 支援の体制 (5)雇用
	内容	支援員、補助員の方々の時給、月給、賞与額、社会保険の有無、有給休暇の有無、資格手当やその他手当(処遇改善費)、通勤費の金額をご教示ください。
	回答	現在、両クラブに配置する支援員等は三豊市会計年度任用職員で、「三豊市会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づき給与等を支給しています。時給は、放課後児童支援員(資格有)1,004円～1,154円、放課後児童支援員(資格無)961円で、月給者は現在いません。賞与は、常勤5時間以上の会計年度任用職員のみ対象で、夏冬あわせて時給×勤務時間5時間×20日×2.6カ月分を支給しています。社会保険は常勤5時間以上の会計年度任用職員のみ有です。同規則に基づき、常勤5時間以上の会計年度任用職員のみ毎年度昇給があります。有給休暇は「三豊市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき、常勤の会計年度任用職員に付与されます。通勤手当は「三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき、「三豊市職員の給与に関する条例」を準用します。詳細はそれぞれの条例・規則を参照してください。
17	質問項目	仕様書 P.4 9 支援の体制 (5)雇用
	内容	勤勉手当については、どのようにお考えかご教示ください。
	回答	現在は、三豊市会計年度任用職員の給与に関する規則に基づき、会計年度任用職員の勤勉手当は支給しておりません。ただし、令和6年度からは、対象となる会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を検討しています。
18	質問項目	仕様書 P.9 別表2 費用分担表 需用費 消耗品費
	内容	令和4年度の消耗品の金額をご教示ください。
	回答	令和4年度の各クラブの消耗品決算額は以下のとおりです。 笠田放課後児童クラブ:140,237円、上高野放課後児童クラブ:75,369円。

19	質問項目	仕様書 P.10 別表3 責任・リスク分担表 施設の損壊等による修繕
	内容	令和4年度から現在までの補修、修繕実績をご教示ください。
	回答	令和4年度及び令和5年度の修繕実績は以下のとおりです。上高野放課後児童クラブ外構フェンス修繕90,200円(令和4年度)、笠田放課後児童クラブエアコン修繕71,500円(令和5年度)。その他、スポーツ安全保険を適用して、令和4年度に笠田放課後児童クラブで2件ガラス修繕を実施しています。
20	質問項目	プロポーザル実施要領 4ページ 第10項(2)②見積書
	内容	見積書作成に当たり、現在運営されている職員人数、雇用形態(正社員・常勤・非常勤など)をご教示ください。
	回答	質問14の回答(1)を参考にしてください。
21	質問項目	仕様書 9ページ (別表2)費用分担表
	内容	費用分担の委託料について、ごみ処理費用発生の有無と、費用負担区分について、ご教示ください。
	回答	笠田放課後児童クラブは、周辺施設とあわせて市でごみ処理を実施していますので、費用負担はありません。上高野放課後児童クラブは単独施設のため、ごみ処理費用が必要となりますので、運営委託事業者の負担としてください。